

議員提出議案第5号

WTO・FTA交渉等に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成19年3月20日

提出者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	藤井克孝
賛成者	三朝町議会議員	吉田公博
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子

WTO・FTA交渉等に関する意見書

WTO（世界貿易機関）交渉の進展が見られない中、2国間によるFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の動きが加速している状況にある。

特に、昨年12月、政府はオーストラリアとのFTA・EPA締結に向けて交渉に入ることで合意したことから、交渉結果如何では日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

農産物輸出大国のオーストラリアからの輸入農産物は、牛肉や乳製品、小麦、砂糖など、大半が日本にとって高関税で守られた重要品目である。農林水産省の試算によると、これら4品目の関税が撤廃された場合、国内生産が約8000億円減少し、関連産業を含めると被害は甚大としている。オーストラリアとの間で協定締結となれば、アメリカ・カナダにも同様に市場開放せざるを得ないこととなり、日本農業は壊滅しかねない。

このため、WTO・FTAなどにおける農業分野の交渉にあたって、国内の

食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応するよう、下記のとおり要請する。

記

1. W T O 農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることはないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給能力の向上を要求し、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう毅然とした姿勢で対応すること。
2. F T A ・ E P A 交渉にあたっては、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした対応をすること。
特に、日豪 F T A 交渉では農産物の関税撤廃とならないよう確固たる態度で対応すること。
3. W T O ・ F T A ・ E P A 交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

鳥取県東伯郡三朝町議会